

東京都老人総合研究所産学公連携プロテオーム共同研究センター利用規定

第1条 東京都老人総合研究所産学公連携プロテオーム共同研究センター（以下「センター」という）に設置された共同利用機器は、原則として東京都老人総合研究所（以下「研究所」という）における共同研究を実施するために利用されるものであり、全ての利用者はこの利用規定に従わなければならない。

第2条 研究所の職員（非常勤職員を含む）がおよび研究生がセンターを利用するときは、共同研究提案書をセンター管理責任者に提出し承諾を得るものとする。個々の機器の使用にあたっては所内 LAN の予約サーバー(<http://prg.center.tmig.or.jp>)で空き時間を確認し、事前に on-line 予約をする。（利用登録時にアカウントを発行する）

2 大学および公的研究機関の研究者等がセンターを利用して共同研究を実施するときは、事前に『共同研究提案書』をセンター管理責任者に提出し了承を得たうえで、「東京都老人総合研究所協力研究員設置要綱」に従い、協力研究員の委嘱を受けるものとする。但し、研究の成果として特許等の知的所有権の問題が発生する可能性がある場合には、「東京都老人総合研究所共同研究に関する要綱」に従い、共同研究契約を取交わすものとする

個々の機器の使用にあたっては、事前にセンターのホームページ(<http://www.proteome.jp/TMIG-PCC/>)から、「機器使用予約申込書」をダウンロードし、sangaku@tmig.or.jp宛てにメール添付で申し込みをするものとする。

3 企業の研究者等がセンターを利用して共同研究を実施するときは、研究内容の如何に係わらず「東京都老人総合研究所共同研究に関する要綱」に従い、研究所の共同研究担当者或いはセンター管理責任者を研究分担者とする共同研究契約を取交わすものとする。なお、この場合も事前に『共同研究提案書』をセンター管理責任者に提出し、了承を得なければならない。個々の機器の使用にあたっては、前項3と同様の手続きを行うものとする。

4 要綱に定める連携研究員は、研究所から協力研究員の委嘱を受けてセンターに設置された機器を調整および操作し、センターを利用する研究者の技術指導にあたる。連携研究員が個別のテーマで研究所職員と共同研究を実施する場合は、前項3の手続きによるものとする。

第3条 機器の操作は、原則として利用者自身が行うものとし、利用者は事前に機器ごとに初期講習を受けなければならない。初期講習は原則的に初心者を対象に年度始めに行う。年度途中から使用を開始する場合は、連携研究員或いはセンター管理責任者

が適宜指導するものとする。

第4条 センターは原則として試薬類等消耗品の提供は行なわない。分析に必要な消耗品は、利用者自身が用意するものとする。

第5条 利用者の故意もしくは重大な過失によって機器に損害が発生したときは、当該利用者に原状復帰の責任を課する場合がある。ただし通常の使用で発生したトラブルについてはこの限りでない。

第6条 センターを利用して得られた研究の成果を、口頭あるいは誌上で発表するときは、センターで実施された共同研究であることを明示しなければならない。

第7条 重大な違反行為があった場合には、利用許可を取り消すものとする。

[付則] 本規定は、平成17年6月1日より施行する。

[付則] 本規定は、平成19年4月1日より施行する。